

福岡市自殺対策協議会設置要綱の変更について

- 1 要綱3条の別表「福岡市自殺対策協議会委員構成」の変更
行政（福岡市）の「保健福祉局理事」、「保健所長会代表」を廃止し「保健福祉センター長会代表」を加える。
- 2 要綱3条に第5項を加える。
第3条5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 附則
この要綱は、平成27年5月14日から施行する。現在、選任されている委員の任期は、第3条の規定に関わらず、平成29年3月31日までとする。